（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四条を加える。

（法附則第二十条第六項の規定による納付金の納付の手続等）

第十五条　研究所は、法附則第二十条第六項の規定による命令を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的医薬品等実用化支援基金の額のうち研究所が革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を、同条第六項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により法附則第二十条第六項の規定による納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　法附則第二十条第六項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

（法附則第二十条第八項の規定による納付金の納付の手続等）

第十六条　研究所は、法附則第二十条第八項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、令和十七年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、令和十八年六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による法附則第二十条第八項の規定による納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3　法附則第二十条第八項の規定による納付金は、令和十八年七月十日までに納付しなければならない。

4　法附則第二十条第八項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

（公正取引委員会との協議）

第十七条　法附則第二十六条第一項の政令で定める製造基盤整備措置（法附則第十七条第二項第一号に規定する製造基盤整備措置をいう。第二号において同じ。）は、次に掲げるものとする。

一　その伴う事業再編（法附則第二十六条第一項に規定する事業再編をいう。）のための措置が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定によりあらかじめ当該事業再編に関する計画を届け出なければならないこととされているものであるもの

二　二以上の後発医薬品製造販売業者等（法附則第十七条第二項第一号に規定する後発医薬品製造販売業者等をいう。以下この号において同じ。）により共同して行われる製造基盤整備措置であって、当該後発医薬品製造販売業者等のうち、いずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。）が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額が五十億円を超えるもの（当該製造基盤整備措置を行おうとする全ての後発医薬品製造販売業者等が同一の企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属するものを除く。）

（後発医薬品製造基盤整備基金に係る納付金についての準用）

第十八条　附則第十五条の規定は、法附則第二十七条第六項の規定による納付金について準用する。

2　附則第十六条の規定は、法附則第二十七条第八項の規定による納付金について準用する。この場合において、附則第十六条第一項中「令和十七年四月一日」とあるのは「令和十二年四月一日」と、「令和十八年六月三十日」とあるのは「令和十三年六月三十日」と、同条第三項中「令和十八年七月十日」とあるのは「令和十三年七月十日」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月二十九日
内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百五十八号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものを除く。

イ　塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。）

ロ　爆発薬

第二条第一項中第八十五号の十四を第八十五号の十五とし、第八十五号の七から第八十五号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の六の次に次の一号を加える。

八十五の七　四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十八号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第八十五号の七に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和八年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和八年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月二十九日
内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百五十九号

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎